

## ○ 法人市民税法人税割の税率の引下げについて

## 府中市 法人市民税 税率表

平成28年度税制改正により、法人住民税法人税割(以下「法人税割」といいます。)の一部が国税化され、法人税割の標準税率及び制限税率がそれぞれ引き下げられました。

このことを受け、府中市においても、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税割の税率を右表のとおり引き下げました。

なお、本引下げの経過措置として、令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、次のとおり計算方法が異なりますので、ご注意ください。

< 予定申告に係る経過措置 >

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度

$$\boxed{\text{前事業年度の法人税割額}} \times 3.7 \div \boxed{\text{前事業年度の月数}}$$

※上記事業年度以外の予定申告税割額の計算方法は、

$$\boxed{\text{前事業年度の法人税割額}} \times 6 \div \boxed{\text{前事業年度の月数}}$$

で変更ありません。

< 問い合わせ先 >

府中市市民部市民税課諸税係  
042-335-4440(直通)

### 法人税割の税率

資本金の額または出資金の額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
10億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社	14.7%	12.1%	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	13.5%	10.9%	7.2%
5億円未満の法人及び上記以外の法人	12.3%	9.7%	6.0%

### 均等割の税率

資本金等の額 ※1	府中市分の従業者数の合計	税率(年額)
50億円超	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円超 ～50億円以下	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円超 ～10億円以下	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
1,000万円超 ～1億円以下	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1,000万円以下	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円
上記以外の法人 ※2		50,000円

※1 「資本金等の額」は、原則、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいいます。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する無償増資・減資等を行った場合は、上記の「資本金等の額」に調整を行った後の額となります。

※2 公共法人(法人税法別表1に掲げる法人)及び公益法人(同法別表第2に掲げる法人及びNPO法人等(独立行政法人であつて収益事業を行うものを除く。))、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。))